

津幡町行政改革大綱

(第5次)

(平成29年度～平成33年度)

平成29年2月

津幡町行政改革推進本部

目 次

津幡町行政改革大綱の概要

1	策定の経緯	1
2	策定状況	1
3	基本的な考え方	2
	(1) 町政への町民参加の推進と役割分担	
	(2) 社会情勢の変化と行財政環境への対応	
	(3) 地方分権への対応	
4	大綱の期間	2
5	大綱に基づく改革の推進	2
	(1) 推進体制	
	(2) 推進管理	
6	行政改革の推進項目	3
	(1) 事務事業の見直し	
	(2) 組織・機構の見直し	
	(3) 定員の適正管理と給与の適正化	
	(4) 公正の確保と透明性の向上	
	(5) 合理化等による行財政の健全化	
	(6) 情報化等行政サービスの向上	
	(7) 公共施設の設置及び管理運営	
	(8) 広域行政の推進	

津幡町行政改革大綱の概要

1 策定の経緯

日本経済は長引くデフレからの早期脱却を掲げた大胆な金融政策が展開され、再生に向かって回復基調が続いています。しかし、企業の設備投資や個人消費の拡大には遅れがみられる等、依然として厳しい状況でもあります。少子高齢化の進行や人口減少社会の到来による社会保障費の増大、公共施設等の老朽化に伴う維持更新に係る経費の確保など、国や地方自治体の財政状況は今後とも厳しい状況が続くことが予想されます。

さらに、地方の自主性を重んじる地方分権が一層進められている現在、地方自治体は自らの判断と責任の下に自立度の高い行政運営を行っていくことが必要不可欠となります。

本町においては、北陸新幹線の開業等による交流人口が増大するなど、町政を取り巻く環境が著しく変化している中、町民生活の安全、安心の確保、地球温暖化防止対策などの環境保全への対応など、多様化、高度化する町民ニーズに的確に対応することが求められております。

本町では、これまで4次にわたり行政改革大綱を策定し、行政改革を進めてきましたが、社会情勢の変化に適切に対応し、効率的・効果的な改革を一層推進していくべく、新たな津幡町行政改革大綱を策定します。この新しい大綱に基づき、効率的な行財政運営と効果的な町民サービスの提供に努めてまいります。

2 策定状況

平成 8 年 3 月 津幡町行政改革大綱 <第1次> (平成8年度～平成10年度)

平成11年11月 津幡町行政改革大綱 <第2次> (平成11年度～平成15年度)

[第3次の行政改革大綱の作成まで運用年次を延長して実施]

平成18年 3 月 津幡町集中改革プラン (平成17年度～平成21年度)

[平成17年度(一部平成16年度)を基礎に策定]

平成18年 9 月 津幡町行政改革大綱 <第3次> (平成18年度～平成21年度)

[これまでの行政改革大綱を踏まえ、津幡町集中改革プランを取込み作成公表]

[第4次行政改革大綱の作成まで運用年次を延長して実施]

平成23年 3 月 津幡町行政改革大綱 <第4次> (平成23年度～平成27年度)

[第5次行政改革大綱の作成まで運用年次を延長して実施]

3 基本的な考え方

行財政を総合的かつ計画的に運営していくために、次の視点に立って行政改革に取り組んでいくものとする。

(1) 町政への町民参加の推進と役割分担

町政の情報を広く町民に提供し、理解と協力を得るとともに、町民の自発的・積極的な町政への参加と、企業が地域社会における役割を担うなど、町民・企業・行政の協働を促進し、魅力あるまちづくりの取り組みを推進する。

(2) 社会情勢の変化に対応した行財政運営

少子高齢化の進行と、人口減少社会、ICT社会の到来などの社会情勢の変化や、生活を取りまく環境の変化が著しいなか、町民の価値観の多様化・高度化に柔軟かつ弾力的に対応し、行政運営の質を一層向上させるとともに、経費全般について見直しを行い、節減・合理化に努め、効率的な行財政運営と効果的な町民サービスの提供に努める。

(3) 地方分権への対応

地方分権の進展に伴い、組織や事務の一層の簡素化を図る一方、町の実情に応じた創意工夫のもと、より自主的な政策形成と効率的な行政サービスを実施できる体制の確立に努める。

4 大綱の期間

この大綱の計画期間は、平成29年度から平成33年度の5か年とする。

5 大綱に基づく改革の推進

大綱に基づき行政改革を次のとおり推進する。

(1) 推進体制

行政改革は、町長を本部長とし副本部長及び本部員で構成する「津幡町行政改革推進本部」のもと、職員1人ひとりが行政運営の総点検を実施することにより推進する。

(2) 推進管理

大綱の進捗管理は、行政改革推進本部が行う。併せて行政改革推進本部は、町民代表及び学識経験者で構成する「津幡町行政改革推進委員会」に対し、大綱の進捗状況を定期的に報告するとともに、その推進について必要な助言等を受けるものとする。

6 行政改革の推進項目

(1) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会情勢の変化や多様化・高度化する町民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し、事務事業の見直しを行う。

ア 事務事業の整理合理化

事業の実施にあたっては、新たな発想をもとに前例にとらわれることなく、効果的な実施方法を検討する。

既存の事務事業のうち、時間的経過の中で、当初の行政目的に照らして効果の薄れてきたものや形骸的に存続している事業については、廃止・縮小を図るとともに、各部署でそれぞれ実施されている同種の事務事業で共同処理、集中処理することにより効率化が期待できるものについては、積極的に共同処理等を推進する。

イ 事務の効率化

文書量の減量化や効率的な会議運営、申請・届出に伴う手続を簡素化し町民負担を軽減するため、これまでの慣習にとらわれることなく、迅速かつ効率的な事務処理に努める。

ウ 民間機能の活用

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適切なもの、専門性・技術性の観点からより高度なサービスが期待でき、より効率化が図れるものなど、メリットが期待できる分野については、積極的かつ計画的に民間機能の活用を推進する。

エ 環境保全の推進

「津幡町地球温暖化防止実行計画」に基づき、職員自らが温室効果ガスの削減目標を設定し、温室効果ガスの排出抑制のための率先した行動を取る必要性を認識するとともに、町民の環境意識醸成に取り組み、地球温暖化防止活動を推進する。

(2) 組織・機構の見直し

少子高齢化等の社会情勢の変化を始めとする行政需要に対応するため、柔軟に組織・機構の見直しを行い、町民ニーズに的確な対応ができるよう組織整備を行う。

ア 機能的な組織機構の整備

地方分権の進展に即応し、かつ、魅力あるまちづくりを進めるため、各分野での政策立案機能の充実を図るとともに、それぞれの政策や事務事業が有機的に連携し、より効果的な行政運営が行えるよう、総合調整機能の充実に努める。

イ 審議会・委員会等の見直し

附属機関を始めとする各種の審議会・委員会は、施策や事業に町民の意見を反映させ、専門的・技術的見地からの審議等において、町政運営に重要な役割を果たしているが、当初の設置目的を達成したもの等の整理・統合を行うとともに、委員定数の見直しも行う。

また、委員の選任にあたっては、各界各層から広く人材を求めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け、女性委員の増員に努め、女性の意見を取り入れる機会の拡大を図る。

(3) 定員の適正管理と給与の適正化

少子高齢化の進行に伴う福祉ニーズへの対応や都市基盤整備など、行政需要は今後ますます増大するものと予想される。このことから、必然的に職員の増加が見込まれるところであるが、事務事業の見直しや組織の簡素化・効率化を進め、町民の理解と協力を得る中で、行政の守備範囲を見直すとともに、民間手法の活用を積極的に行い、引き続き適正な定員管理と人員配置に努める。

ア 定員の適正管理

地方分権の進展に伴い、国や県からの事務や権限の移譲が見込まれ、組織の役割分担や統廃合、業務委託等を進めながら定員数を見極める。定員の見直しにあたっては、可能な限り民間機能等を活用し、事務の委託、パートタイム的雇用や退職職員の再任用制度を活用したうえで、機能的かつ効率的な組織の適正化を図る。

また、活気ある職場づくりと生産性向上のため、ストレスチェックなどを行い、職場の健康管理対策に努める。

イ 給与の適正化

給与の見直しについては、財政事情の悪化、行政及び公務員をめぐる環境の厳しさなどを踏まえ、職員の士気を高め組織を活性化する観点から、職務と能力に応じた適切な処遇を図るとともに、引き続き、国、県、他自治体との均衡及び民間の動向を考慮し、給与・諸手当について適時見直しを図る。

ウ 人材の育成

津幡町人材育成基本方針に基づき、職員自らが意識改革を行い資質の向上に努めるとともに、地方分権の時代にふさわしい豊かな創造力や政策立案能力を高めるため、職員研修の充実を図り、職員のもてる能力を最大限に発揮できる人員配置に努め人材の有効活用を図る。

(4) 公正の確保と透明性の向上

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続制度を適正に運用するとともに、行政情報の積極的な提供を図る。

ア 情報公開の推進及び町民への情報提供

情報公開制度の的確かつ適正な運用に努める。また、行政改革の推進にあたっては、町民の理解と協力は不可欠であることから、行政改革の内容や推進状況等はもとより、幅広い行政情報について、広報紙、ホームページ、チャンネルつばた等様々な広報手段を活用し積極的な広報に努める。

イ 町民参加の機会拡大

町民ニーズに的確に応えるために、町政に町民の意見を反映するとともに、町民の町政参画機会を確保し、町民との協働を促進するため各種委員の町民公募を積極的に推進する。

また、パブリックコメント制度の活用を図り、町民が積極的に町政に参画できる仕組みと環境づくりに努める。

ウ 男女共同参画社会の構築

津幡町男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、普及、啓発活動を通じ、町民の男女共同参画社会の推進に努めるとともに、男女共同参画推進プランの遂行に努める。

(5) 合理化等による行財政の健全化

地方分権の進展に適切な対応ができるよう、行政運営の質を一層向上させるとともに、経費全般について見直しを行い、節減・合理化に努め、計画的な行財政運営を推進する。

ア 使用料、手数料等の適正化

行政サービスの提供にあたっては、常に受益と負担のあり方を念頭に置き、その適正化に努める。また、社会情勢を十分把握しながら、定期的な見直しを図っていく。

イ その他経常経費の縮減

義務的経費を除くその他の経常経費についても、施策の成果に基づき、過去の経緯や実績にとらわれることなく、徹底した洗い直しを行う。

また、新たな公会計制度により、資産、債務の正確な把握や管理体制の状況を確認するとともに、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等に積極的に取り組む。

ウ 補助金の見直し

補助金については、町補助金要綱により行政の責任範囲を明確にしたうえで必要性や事業効果等を精査し、その要綱の効力を失う期限を迎える際に検証し、修正を含めた存続か廃止すべきものがないか見直しを行う。

エ 工事のコスト縮減

厳しい財政状況において、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、利用する町民の立場に立った適切な設計を行うとともに、公共施設としての質を損なうことなく、公共工事のコスト縮減を行う。

オ 新たな財源の確保

歳入面からの財政改革として、企業誘致や定住人口の拡大を図る制度を推進し、財源確保を図る。また、ふるさと納税の返礼品に津幡ブランドを活用して地域産業の振興及び活性化を図るとともに、インターネット等による納税システムにより更なる周知PRに努めるほか、町税等の徴収体制の充実を図り、着実な滞納整理を実施し、収納率の向上を図る。

(6) 情報化等行政サービスの向上

行政を取り巻く環境の変化に適切な対応ができるよう、今までにも増して時代の要請と、町民ニーズを的確にとらえ、より柔軟な姿勢で、真に町民の望むサービスの実施に努める。

ア 町民サービスの向上

行政として町民から信頼を得るための施策を着実に推進し、迅速な事務処理等町民サービスの向上を図る。職員にあっては町政の第一線としての職務の重要性を十分認識し、町民への適切な対応に努める。職員1人ひとりが町政全般にわたる幅広い知識の習得に努めるとともに、迅速でかつ適正な事務処理を行う等、職員の町民サービスに対する意識の徹底を図る。

特に、各種の行政窓口におけるサービスは、町民にとって身近な行政との接触の場であり、より町民の視点に立った対応に心掛けていく。

また、多数の町民が利用する各種の公共施設についても、さらに町民が利用しやすいものとするため、管理運営の体制や方法等の改善に努める。

イ 高度情報化の推進

町民サービスの向上の観点から高度情報通信技術を積極的に活用し、行政電子情報の総合的利用、事務事業のネットワーク化、電子自治体の実現等を推進する。

推進するにあたり、インターネットやケーブルテレビ網の活用、各種情報システムの整備及び改善のほか、マイナンバー制度を活用した行政手続きなどの充実を図る。

ウ 個人情報の保護

通信技術の飛躍的な進歩により、多くの便利なサービスの受給が可能となったが、同時に不正アクセス等による情報漏洩が社会的問題となっている。行政の保有するマイナンバーをはじめとした種々の個人情報や様々な情報資産を保護するため、厳格な情報管理と適正な運用に努めるとともに、一層の情報の取り扱いに配慮し個人情報の保護に努める。

エ 地域協働の推進

地域や各種団体等との連携を強化し、互いの課題やニーズを的確に把握し、実情に応じた行政課題の解決を目指して協働意識の醸成を一層進め、町民の参画と協働のまちづくりを促進する。

(7) 公共施設の設置及び管理運営

公共施設等総合管理計画に基づき今後の人口減少を踏まえ、計画的に更新、統廃合を図るほか、長寿命化などを計画的に行う。

また、新設については、当該施設の機能的役割、運営方法、利用見込み、維持管理費等や他施設との複合化の適否について多角的に検討するとともに、周辺施設の状況を勘案し適正に配置するほか、管理運営については町民サービスの向上と運営の効率化に留意し、公共施設間の連携、ボランティアとの協力の構築、指定管理者制度の導入等を積極的に推進する。

(8) 広域行政の推進

北陸新幹線の開業や、周辺道路の整備による生活行動圏の拡大に伴い、さまざまな分野の広域行政のあり方について検討し、町民ニーズに的確な対応ができるよう近隣自治体との連携を強化して、広域的な行政サービスの向上を図る。

また、木曾義仲と巴御前を題材とした大河ドラマ誘致に向けて関係機関との連携を深め、大河ドラマ誘致の推進を図る。